神奈川県高齢者居住安定確保計画について

１ 法令根拠

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）第４条第１項の規定により、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める「高齢者の居住の安定確保に関する基本的な方針」（基本方針）に基づき、都道府県は「高齢者居住安定確保計画」を策定することができる。

２ 計画に定める事項（高齢者住まい法　第4条）

（１）　高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標（法第４条第２項第１号）
（２）　目標を達成するために必要な事項（法第４条第２項第２号）
　イ　高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項
　ロ　高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
　　（一般賃貸住宅・サービス付き高齢者向け住宅・終身賃貸事業の認可に係る賃貸住宅・国及び地方公共団体の役割）
　ハ　高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項
　ニ　高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設の整備の促進に関する事項
　ホ　高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項
（３）　計画期間（法第４条第２項第３号）
（４）　その他高齢者の居住の安定の確保に関し必要な事項（法第４条第３項）
　・住宅のバリアフリー化を促進するために講じる施策
　・サービス付き高齢者向け住宅の登録基準等の強化又は緩和
（５）　公社による住宅の改良に関する事業の実施が必要と認める場合、法第４条第２項第２号に掲げる事項に、当該事業の実施に関する事項（法第４条第４項）

３ 現行計画の概要

【目的】　住宅政策と福祉政策の一体的な取組を総合的かつ計画的に推進することにより、高齢者の居住の安定を確保し、県民が安心して暮らせる社会を実現することを目的としている。

【計画期間】H27～H32（６箇年）

【高齢者の居住の安定確保に向けた施策の基本方向・目標】
１　基本理念と基本方向（P24）
　基本理念：「高齢者が住み慣れた住宅や地域で住み続けることができる環境の整備」
　基本方向：行政、高齢者向け住宅・介護サービス事業者やＮＰＯなどの居住支援団体等による住宅施策と福祉施策の連携の充実・強化を図った中で、「健康」「居住コミュニティ」の２つの視点を織り込み、次の３つの基本方向で取り組む。
　「①地域力の強化」「②居住環境の向上」「③居住福祉の推進」
２　高齢者の居住の安定確保に向けた目標
　(1)　高齢者の居住の安定確保に向けた施策目標（P26）
　　施策目標１　行政・住民・支援団体等の連携による新たなコミュニティ形成と地域力の強化
　　施策目標２　良質な高齢者向け住まいの確保と居住まちづくりの促進等による居住環境の向上
　　施策目標３　住まいにおける適切なケアや情報の提供による居住福祉の推進
　(2)　高齢者向け賃貸住宅及び高齢者施設等の供給目標（P27）

【高齢者の居住の安定確保に向けた取組】（35個の細項目で構成）
１　目標の達成のための施策
　施策目標１に関する施策：地域包括ケアシステムの中核拠点である地域包括支援センターの設置促進　など（P30～）
　施策目標２に関する施策：サービス付き高齢者向け住宅の登録及び適正管理の促進　など（P34～）
　施策目標３に関する施策：介護している家族等の様々なニーズに対応したサービスの提供　など（P39～）
２　地域・住まい類型別における取組
　(1)　高度経済成長期に開発された住宅団地（P41）
　(2)　従来から住宅地が形成されている地域（P43）
　(3)　地形的に高齢者に不便な地域（P43）
３　地域への展開
　(1)　市町村における高齢者居住安定確保計画の策定について（P44）
　(2)　健康団地などの取組を通した高齢者の居住の安定確保の取組について（P44）

４ 計画の位置づけ

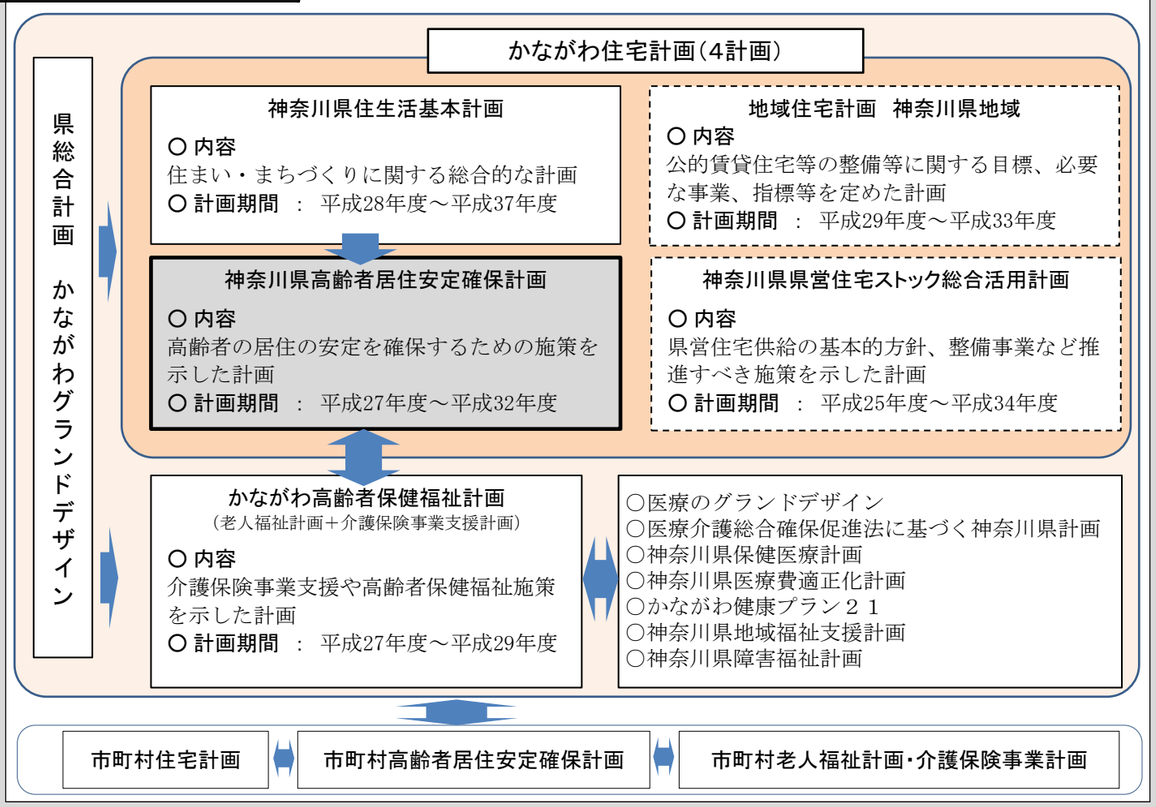

５ 関連計画と計画期間

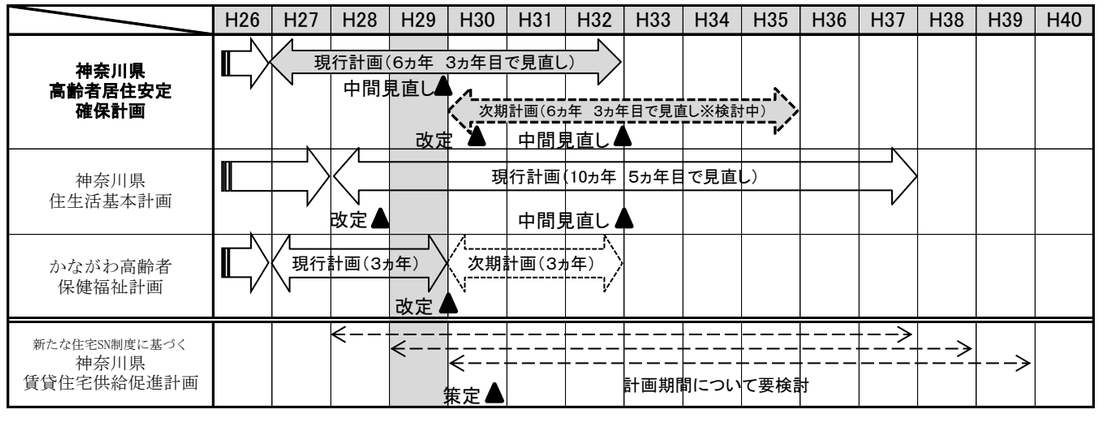

■ 計画改定にあたっての視点

① 社会経済情勢の変化などにより生じた課題や新設制度について、その対応方針などを検討。

② 現行計画における各施策・取組の進捗状況を自己評価して課題を検証。

資料9で説明